

国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 伝染病予防消毒作業手当の名称等を変更するとともに、新型コロナウイルス感染症の患者等に近接して行う作業等に対する特殊勤務手当の特例措置を設けるため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

国立市職員特殊勤務手当支給条例（平成17年6月国立市条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（感染症防疫等作業手当の特例）

4 第3条の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する作業に従事した場合における感染症防疫等作業手当の支給額は、当該各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次号において同じ。）の患者又はその疑いのある者

の身体に接触して行う作業であって、任命権者が認めるもの 1 件につき 1, 500 円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に一定時間にわたり近接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、任命権者が認めるもの（前号に該当するものを除く。） 1 件につき 1, 000 円

5 前項の規定は、規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日前に前項各号に掲げる作業に従事したことにより支給することとなった感染症防疫等作業手当で、同日以後に支給するものについては、同項の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

別表中

「

伝染病予防消毒作業手当	伝染病の予防又は消毒作業に従事した職員	を
-------------	---------------------	---

」

「

感染症防疫等作業手当	感染症の患者若しくはその疑いのある者の看護、移送その他の作業又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の消毒その他の処理作業に従事した職員	に
------------	--	---

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国立市職員特殊勤務手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 新条例の規定は、この条例の適用の日以後にする勤務に対する特殊勤務手当について適用し、同日前にした勤務に対する特殊勤務手当については、なお従前の例による。